

熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月2日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第22号

熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熱海市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年熱海市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成29年1月1日から同年3月31日まで」を「令和2年11月1日から令和3年1月31日まで」に改め、「及び副市長」を削り、「100分の10」を「100分の50」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。